

<必ずご覧ください>

## 公益信託関連業務における個人情報の利用について

公益信託からの助成を申請する皆さまへ

株式会社りそな銀行  
(公益信託受託者)

弊社は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、公益信託からの助成金の給付申請者等の個人情報（申請書類に記載のある個人情報）を下記の業務内容及び利用目的の達成に必要な範囲で提供先とともに利用いたします。

公益信託の助成事業の遂行にあたってこの取扱は不可欠なものであり、助成金の給付申請にあたっては、申請書類に個人情報の記載がある皆さまに本紙記載の取扱をご確認いただき、これにご同意を得た上で、申請書類をご提出くださいますようお願い申し上げます。

### 記

- ・ 業務内容
  - 公益信託の助成事業遂行に必要な業務  
(助成先の審査・決定、助成金給付及び基金の管理に付随する業務)
- ・ 利用目的
  - 公益信託の助成事業への申込に伴う審査、決定及び助成金給付の際の判断のため
  - 公益信託の事業執行の妥当性の判断並びに基金の業務及び管理を適切に遂行するため
- ・ 個人情報提供先
  - 公益信託関係者  
(例) 運営委員、信託管理人、委託者、運営事務局、業務委託先
  - 主務官庁

以 上